

下水道施設、農業集落排水施設の一時使用に関わる使用料表

●下水道使用料

【公共下水道区域・特定環境保全公共下水道（旧福知山市）区域】

（消費税及び消費税相当額を含む）

基本水量	基本使用料	超過使用料（1 m ³ あたり）
10 m ³	4,400円	10 m ³ を超えるもの 440.00円

●下水道使用料

【特定環境保全公共下水道（旧三和町、旧大江町）区域】

●農業集落排水使用料

（消費税及び消費税相当額を含む）

基本水量	基本使用料	超過使用料（1 m ³ あたり）		
8 m ³ まで	2,160円	8 m ³ を超え 20 m ³ まで 127.00円	20 m ³ を超え 30 m ³ まで 187.00円	30 m ³ を超えるもの 264.00円